

事後審査における「社会保険に関する誓約書」の廃止及び 「施工（業務履行）実績調書」の取扱い変更について

上下水道局が発注する予定価格250万円超の建設工事及び予定価格100万円超の工事関連業務の事後審査における提出書類の取扱いについて、下記のとおり変更します。

記

1 「社会保険に関する誓約書」の廃止について

これまで、予定価格250万円超の建設工事における社会保険加入状況については、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審通知書」という。）の「その他の審査項目（社会性等）」の欄の確認及び「社会保険に関する誓約書」の提出を求めていました。

上記取扱いに関して、入札参加者の事務負担軽減を図る観点から、「社会保険に関する誓約書」を廃止するものとします。

このことに伴い、今後の社会保険加入状況の確認については、「経審通知書」の「その他の審査項目（社会性等）」の欄により、確認することとします。

なお、「社会保険に関する誓約書」は廃止としますが、引き続き、加入義務があるにもかかわらず雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入の事業者（以下「未加入者」という。）を、下請負人（二次以下の下請業者を含む。以下同じ。）としないよう努め、下請負人において未加入者があったときは、その旨を堺市に報告するとともに、当該下請負人が未加入である旨を堺市が保険担当機関に通報することについて、当該下請負人に周知徹底してください。

2 「施工（業務履行）実績調書」の取扱い変更について

これまで、施工（業務履行）実績を必要とする案件については、「施工（業務履行）実績調書」と関係資料の提出を求めていましたが、入札参加者の事務負担軽減を図る観点から、一般財団法人日本建設情報総合センターが運営する工事（業務）実績情報システム（以下「コリンズ（テクリス）」という。）の竣工（完了）登録の登録内容確認書及び工事（業務）実績データの写しの提出がある場合には、「施工（業務履行）実績調書」の提出を不要とします。

なお、「コリンズ（テクリス）」の登録がない場合については、これまでどおり、「施工（業務履行）実績調書」に加え、契約書の写し又は施工証明書等の提出を求めます。

3 適用時期

令和6年4月1日以降に発注する案件から適用します。

なお、適用時期（令和6年4月1日）より前に本市が発注した案件については、従前のとおり、事後審査において「社会保険に関する誓約書」及び「施工（業務履行）実績調書（実績を必要とする場合のみ）」の提出が必要ですので、ご注意ください。